主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

被告人の上告趣意は違憲を主張する点もあるけれども、その実質は事実誤認の主張に帰し、その余もすべて事実誤認または単なる法令違反の主張であつて、刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。

弁護人中井一夫、同難波貞夫の上告趣意第一点は判例違反を主張するけれども、 引用の判例はいずれも本件に適切でなく、同第二点は単なる法令違反、事実誤認の 主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

しかしながら、職権をもつて調査するに、原判決には以下に説明する理由により、 判決に影響をおよぼすべき重大な事実誤認のあることを疑うべき顕著な事由があつ て、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認める。

- 一、本件において、原判示のようにA(以下単にAと呼ぶ。他の関係人も同様とする。)とBとが、現金三〇万円を手提鞄(証二号)に入れて被告人C(以下単にCと呼ぶ。)の許に持参しこれを鞄入りのまま、原判示趣旨の下にC方に置いて帰つたことは、原判決引用の証拠によつて認めることができる。そしてまた、右の鞄が現金入りのままであつたか空であつたかはしばらくおき、CからAに、AからBに返されたことおよびBに返されたときには、当初入れた現金は入つておらず、空であつたことも、証拠上明らかである。
- 二、ところで、Cはその供述には変遷があるけれども、帰着するところは、現金三〇万円は鞄に入れたままそつくりAに返し、追加として提供された一〇万円も受領を拒否したといい、結局四〇万円を収受した事実を一貫して強く否定しているのである。一方、Aは勾留質問の際に、Cのところへ四〇万円持つて行つたが、Cが返

しにきたと供述(昭和二五年六月一五日附勾留質問調書、分離第三冊七八九丁)したほかは、一貫してCが三〇万円を返しにきた事実を否定し、Cは空の鞄を返しにきた、追加として一〇万円をさらに渡したと述べているのである。そして果してCは三〇万円を鞄に入れたまま返したか或は空の鞄だけを返したかどうか、またあとから提供された一〇万円の受領を拒否したかどうかについては、右両名の相反する供述のほかには直接の証拠はない。ところが、原判決はCの供述を信用できないとし、Aの供述を信用したのであるが、しかし、この点についてのAの供述を、Bの供述およびその他の証拠と対照して仔細に検討すると、Aの供述には原審がその信憑性について縷々説明するごとく、しかくたやすく信用できるかどうか甚だ疑わしいものがある。

三、Aの供述と他の関係人の供述とのくいちがいについて、以下に検討する。

(イ) 各供述の要旨

1 Aの供述は次のとおりである(一審二回公判一昭和二五年七月一九日一の証言、 分離二冊二一三丁ないし二一五丁、二二四丁、二二五丁)。

Bと共にCのところへ現金を持つて行つてから三日程後に、Bが電話であの鞄を返して貰つてくれんかといつてきたので、店の者にCのところへ電話させたところ、暫くしてCが空の鞄を持つてきた。Cは中に三○万円入つていたが、警察官が鞄に大金を入れて持ち歩くことはよくないと思うから金は預つておくといつて空の鞄を差し出した。私はDで四○万円と聞いていたがというと、Cは三○万円しか入つてなかつたというので、私は早速Dへ電話をしてたしかめたところ、Bが電話口へ出て、小切手が一○万円入つている筈だというので、その時まだ応接室におつたCと二人で鞄の中を調べたが、小切手は入つておらず、古い眼鏡が入つていただけであった。Cが帰つてからBがきて、小切手を入れたつもりでおつたが、入れておらず、結局会計の方で三○万円しか鞄に入れてなかつたそうだといつて空の鞄を持つて帰

つた。その後二、三日してBから電話があり、あの小切手に代る現金一〇万円を使の者に持たせてやるからというので、早速Cに連絡をとつてやつた。Cは間もなくやつてきた。そしてCがきて応接室におつた時、Dの者だという二十四、五才位の男が新聞紙に包んだ一〇万円だというものを持つてきたので、そのままCに渡したところ、Cは前に三〇万円預つているのだから、その上にまたこの金を預るのは困るというので、私が預るのはなお困るから、とにかくとつておけといつて渡した。

Aの昭和二五年六月一九日附証人尋問調書(分離二冊三〇九丁、三一〇丁)、昭和二五年二月一四日附証人尋問調書(分離三冊六四九丁ないし六五三丁)、昭和三五年一二月一四日附証人尋問調書(上訴記録二四七四丁ないし二四七八丁)、昭和二五年六月八日附検察官調書(分離二冊二九一丁)も同旨である。但し右検察官調書では、Cが鞄を返しにきた日が、AとBがC方にこれを持つて行つた翌日頃となっており、またBから鞄を返して貰つてくれと頼まれたということは述べられていない。なお昭和三五年一二月一四日附証人尋問調書には、Cが鞄を返しにきて、三〇万円入つていたといつたのを聞いて、Cが一〇万円でもごまかしたんじやないかと思つたのでEへすぐ電話した旨の供述があり(上訴記録二四七六丁裏)、昭和二六年五月二二日附証人尋問調書には、私はCが三〇万円はいつていたということを聞いたので四〇万円とBから聞いていたのとくいちがいがあつたから、どちらかごまかしたのではないかと思い、直ぐBに連絡した旨の供述がある(分離三冊六四九丁裏)。

2 鞄が返されてきたいきさつおよび現金が三〇万円しかなかつたといわれて、さらに一〇万円をAに届けたいきさつに関するBの供述は次のとおりである(一審一回公判 昭和二五年七月一七日 の証言、分離一冊六一丁ないし六三丁、七三丁、八〇丁裏)。

その翌日(註、Cのところへ金を持つて行つた翌日)と思う。Aから私か社長か

に電話がかかり、昨日の鞄の中には四〇万円あるという話であつたが、実際は三〇万円しかなかつたから、一度調べて見てくれということであつた。早速会計の下に聞いてみたところ、自分は三〇万円と聞いたので三〇万円しか入れなかつたというので、それは私の言い違いで、四〇万円といつたと思つていた、それでは一〇万円出して貰い、G商会のAのところに持たせてやつてくれと頼んだ。Fは職員にその通り持たせてやつたということであつた。その時小切手の話があつたか記憶にない。Cのところに置いてきた鞄は、それから数日して(註、尋問・供述の前後の脈絡から見て、一〇万円足りないというので、これをAのところへ届けた日から数日後を意味するものと解される。)G商会から鞄を取りにきてくれという電話があつて、取りに行つたと思う。私の方から返してくれというて行つたことはない。返つてきた鞄は中味は全然なく、空つぼになつていた。その鞄は使が行つたので、A自身から受取つたかどうか判らない。鞄を取りにきてくれという電話はG商会からかかつた。鞄を取りに行つた者にAの方から伝言はなかつた。

鞄は通勤に使つていたものであるが、私には代りがあり、差支えはなかつた。

Bの昭和二五年六月二二日附証人尋問調書(分離二冊二六七丁)、昭和二六年五月二二日附証人尋調書(分離三冊六三七丁ないし六三九丁)、昭和二五年六月一三日附検察官調書(分離二冊二五八丁裏、二五九丁)も同旨である。但し昭和二五年六月二二日附証人尋問調書と右検察官調書には鞄が返されてきたことについての供述はない。

3 四〇万円の支出についてのFの供述は次のとおりである(一審一回公判一昭和 二五年七月一七日一の証言、分離一冊八四丁、八五丁)。

別途会計から四〇万円出したことがある。B専務からAに渡すのであるから、出してくれといわれて現金三〇万円を持つて行き、社長室か会議室でB専務に渡した。それからその翌日さらに一〇万円出すようにいわれて、現金で出している。翌日の

- 一〇万円は廊下でBから昨日出した金額をきかれ、三〇万円であつたというと、それではもう一〇万円Aに渡さねばならぬから出してくれといわれ、会議室でBに渡したと思う。
- 4 三〇万円しかなかつたというので、さらに一〇万円をAに届けたことについてのHの供述は次のとおりである(一審一回公判一昭和二五年七月一七日一の証言、分離一冊三八丁、三九丁)

金を渡した翌々日にAからBに電話がかかり、四〇万円というていたのに三〇万円しかなかつたというて怒られたというて、Bは早速会計のFに聞いたところ、三〇万円であつたというので、さらに一〇万円を会計からG商会のAに持たせてやつた。BはAから電話を受けたとき、不足の一〇万円は小切手ではいつていないか鞄を調べて見てくれと、想像して返事をしたところ、何もはいつていないということで、会計に聞いたところ、会計は三〇万円と聞いたので三〇万円入れただけだということになつた。右の一〇万円はAから電話のあつた翌日で、Cの家に行つた翌々日である。

Hの昭和二五年六月二二日附証人尋問調書(分離二冊二五〇丁、二五一丁)、昭和二五年六月一三日附検察官調書(分離二冊二四〇丁裏、二四一丁)も同旨である。

- (ロ) 以上に掲げたAの供述と他の関係人の供述とを対比すると次の如きくいちがいがある。
- 1 四〇万円持つて行つたつもりてあつたのが、三〇万円しかなかつたことを A が知つたいきさつは、A の前記供述によれば、C のところへ金を持つて行つてから、二、三日程後に、C が鞄を返しにきたときに、C から三〇万円入つていたと聞いて知つたといりことになる。そして不足の一〇万円を B から届けてきたのは、それから二、三日後のことだというのである。

しかし、B、F、Hの前記供述によれば、Cのところへ金を持つて行つた翌日、

Aから一○万円足りないことについて照会があつて、直ぐに一○方円を届けたというのである。しかも、BにAに鞄を返して貰つてくれと頼んだ事実はない。鞄がAの手を通じて返されてきたのは、四○万円のつもりが三○万円しかなかつたというので、一○万円をさらにAのところへ持たせてやつてから、数日してからのことだという趣旨に解される供述をしているのである。

このB、F、Hの三者とAとのはなはだしく、くいちがつている供述のいずれを信用すべきであろうか。他に特別の事情のない限り、この点についてはAと異なり、むしろ第三者的立場にあるBら三名の供述の方が信用性が高いと認めなければならない。そしてこの後者の供述は、むしろCの昭和二五年一〇月九日附上申書(分離三冊七三二丁ないし七三七丁)の次の如き記載と符合するものがあることを認めざるをえない。右記載の要旨は、AとBがきて鞄を置いて帰つた後で、その日の夕食時にAから電話がかかつてきて、置いてきた鞄の中に金が入つてるだろうが、何ぼ入つてるか見てくれというので、鞄を開けて見ると、一〇〇円札で三束あつた。私は一〇万円束三つだなあと直感した。翌々日Aのところへその札束入りの鞄を持つて行き、返しますといつて置いた。Aはあんたに迷惑をかけるようなことはしないといつて、席を外し、また入つてきて、これはわしから上げるのだからといつて新聞紙包みを出した。一〇〇円札なら五万円か一〇万円位であったと思う。自分はこれを辞して逃げるように帰宅した。

すなわち右記載によれば、AはCのところへ金を持つて行つたその日のうちに、 実際は三〇万円しか鞄の中に入つていなかつたことを知つていたことになり、また 追加の一〇万円は、その翌々日にはすでにAのところに届いていたことになる。こ の点は正にBら三名の前記供述と符合するのである。

なお、Cの昭和二五年七月一三日附供述書(分離三冊九八三丁ないし九八七丁) にも、右一〇月九日附上申書とほぼ同旨の供述が記されている。この供述書は一審

- 二二回公判期日(昭和三二年一月二九日)に証拠調がなされたものであるが(分離三冊九三八丁)、Cの原審八回公判期日(昭和三六年二月二五日)における供述によれば、同人が昭和二五年七月二一日保釈により釈放される以前に、拘置所内で、看守から貰つたざら紙に書いて弁護人に渡したものだというのである(上訴記録二六二九丁裏ないし二六三七丁)。これを前記一〇月九日附上申書と対照すると、金額が記載されていない点など多少の相違はあるが、その骨子は同じである。
- 2 AはCが空の鞄を返しにきた事情として、それは、Bから鞄だけは返して貰つてくれと頼まれて、Cに電話で連絡して返して貰つたのだというのである。しかし、Bは、鞄を返してくれと自分の方からいうて行つたことはない。自分には代りの鞄があつて差支えはなかつたといつている。又証二号の手提鞄は相当古いもので、横の方の底に近いところが破れて、長径約二糎の穴があいていることが認められる。物資不足の昭和二四年頃であつても、もしその当時からこのようなものであつたとするならば、わざわざ返して貰わねばならぬようなものとは認め難く、賄賂の金を入れて置いてきた鞄をあとから返してくれというのも不自然な話であるが、ましててがそのような空の鞄だけを返しにくるということは、なおさら不自然な話であつてAとしては、Cが金を返しにきたのなら格別、空の鞄だけを何のために返しにきたのかとの疑いをもたれることに対する弁解として、Bから鞄を返して貰つてくれと頼まれて、Cに連絡したのだと、いわざるを得なかつたのではないかとの疑いをものがある。

四、さらにAの供述自体に、次のような不自然または不合理なものがあつてその信用性に疑いがある。(イ) Aは先に掲げたように、Cが空の鞄を持つてきたときに、「中に三〇万円入つていたが、警察官が大金を入れて持ち歩くことはよくないと思うから、金は預つておく」といつて、空の鞄を返したと述べている。Cがいつたとされるこの言葉は意味のわからない言葉である。とくに、Aのいうように、B

から鞄を返して貰つてくれと頼まれて、Cに連絡したというのが真実なら、Cは黙 つて空の鞄を返せばよいのである。これもまたCの持つてきた鞄が空であつたとい う供述を、真実らしく見せるためではないかとの疑いを抱かせるものがある。Aが 勾留質問の際に、Cが金を返しにきたと述べたのが、真実ではあるまいか。

- (ロ) 原判決の有罪認定の証拠としてあげてあるH外二名に対する贈賄事件記録中第八回公判調書記載の証人Iの供述(全一一冊中第二分冊一六九丁)によれば、警察学校在校生の学習時間は大体午前八時三○分から午后五時までで、その間昼休みが一時間、学習時間は一時限が四五分で、一時限毎に一五分の休けい時間が定められているというのである。しかも警察学校所在地は神戸市a区bc丁目(証人Jの供述、分離二冊四五三丁裏)、G商会の所在地は同市d区ef丁目g番地、被告人の自宅は同市h区i町j丁目k番地である。ところが、Aの供述によれば、当時警察学校の在校生であつたCが、Aから電話で連絡をするといくばくもなく空の鞄を持つてきたり、追加の一○万円を取りにきたりしたというのである。特別の事情がない限り、当時のCに、そのようなことが簡単にできたか甚だ疑わしい。
- (八) Aの供述によれば、Cはすでに三〇万円という当時の一警察官にとつて大金と認められる金を貰いながら、さらにAからの電話で一〇万円を貰いにやつてきたというのである。DとAとの間には四〇万円の話はあつたとしてもCに対して四〇万円やるという約束をしたわけでもなく、四〇万円を他に分配することが予定されていたわけでもない(この点は原判決の認めているところである。)のに、わざわざ一〇万円を追加して贈るということ自体不合理であり、またAに呼ばれてCがそれを当然のごとく貰いにきたというのも不自然不合理で、疑わしい。

五、Cが四〇万円を収受したというのが真実ならば、その使途や行方が全然不明であるのはどういうわけであろうか。昭和二四年一一月当時の四〇万円という金額は当時警部補であつたCにとつては大金であり、一般的にいつても決して小さな金額

ではなかつた。然るにCの収受したといわれる四〇万円の使途が不明であるということは看過できないことである。検察官は四〇万円のうち一二万円はK、L、Mの三人の警察官がCを介して供与を受け収賄したものとして右三名を収賄罪で起訴した。しかし、一審は右三名の収賄の事実は証明不十分として無罪を言い渡した。しかも検察官はL、Mに対する無罪判決に対しては控訴することなく、右両名の無罪は確定し、Kに対しては控訴したが、原審に於ても第一審の無罪判決が維持せられ、これに対して上訴なく既に確定している。

原判決はKの始末書謄本(分離三冊七一九丁以下)をCに対する有罪認定の証拠の一つとしてあげており、これにはKはM、Lと共にCの家で、四万円宛分配を受けた趣旨の供述の記載がある。しかし、この点はCはもちろんM、Lの否定しているところであり、他にこれを裏付ける証拠はなく、必ずしも信用し難いものがある。結局四〇万円の使途または行方は不明である。

六、Cの供述が時の経過と共に漸次変つて行つたことは、Cの供述の信用性を疑わしめる一つの理由となるかの如くであるが、必ずしもそう断定するわけには行かない。AとBとが金を持つてきて置いて帰つた以上、あとから返したといつても、収賄の罪責は免れないとされるおそれは十分に考えられる。だから、あるいは単純に、金を貰つていないと否認し(昭和二五年六月八日附検察官に対する弁解録取書、分離二冊三六七丁)、あるいは金を持つて来たけれども受取らずに、その場で直ぐ返したというような弁解(昭和二五年六月二一日附検察官調書、分離二冊三七四丁)をしたのではあるまいかとゆうことも考えられる。そして、それが通りそうにもないので、不利を招く危険はあるが、ついにやむなく、先方が鞄を置いて帰つたのが事実で、あとから返しに行つたのだと(昭和二五年七月一三日附供述書、分離三冊九八三丁ないし九八七丁・同年一〇月九日附上申書、分離三冊七三二丁ないし七三七丁・一審六回公判 昭和二五年一二月一日 の供述、分離二冊五三二丁)、ほん

とうのことを述べたのであろうと解することができないわけではない。

七、以上の次第で、Cは始めに提供された三〇万円を返し、あとから提供された一〇万円も全然受け取らなかつたのではないかとの疑いが強く、仮りにCの供述がその全部を信用することが出来ないとしても、本件金円の行方について、Cといわば利害相反する関係に立つAの供述が、以上説明の通りその信憑性が甚だ疑わしいのに拘わらず、かかるAの供述のみを直接の証拠としてCが四〇万円を収受したとの事実を認定した原判決には、判決に影響をおよぼすべき重大な事実誤認があることを疑うべき顕著な事由があるものといわねばならない。

よつて刑訴四一一条三号、四一三条本文により、裁判官全員一致の意見で主文の とおり判決する。

検察官平出禾公判出席

昭和三九年七月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	
裁判官	山	田	作之	助
裁判官	草	鹿	浅之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外